

11 国による乳幼児・子どもの医療費助成制度の創設について

都道府県では、乳幼児・子どもの福祉の増進及び保護者の経済的負担の軽減など、子ども・子育て支援の観点から、市町村が実施する乳幼児・子どもの医療費助成事業に対し助成を行っているが、対象年齢や受給者負担金、所得制限等の制度内容が異なっている。

乳幼児・子どもの医療費助成制度は、社会保障政策の中で位置づけられるべきものであり、統一した助成制度の下に、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

子ども・子育て支援の観点から、子育て家庭が経済的負担を心配することなく、安心して医療サービスを受けることができる環境を整備するため、必要な財政措置を講じるとともに、乳幼児・子どもの医療費助成制度を創設されたい。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止されたい。